

労働安全衛生法の改正に伴う対応に関するお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

令和 8 年 4 月 1 日施行の「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」及び「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」において、一部の化学物質について労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS 交付等が義務付けられます。

令和 8 年 4 月 1 日より、弊社ウェブサイトの商品検索に表示される情報は改正内容を反映したものとなりますが、すでに弊社に在庫しておりました一部の商品につきましては、改正後の労働安全衛生法に基づくラベルが貼付されていない状態で出荷される可能性がございます。

期間は、法令で認められた経過措置期間である令和 9 年 3 月 31 日までとなります。

なお、令和 8 年 4 月 1 日以降に弊社へ新たに入荷する商品につきましては、改正後の労働安全衛生法に基づいたラベル表示を適用し、お届けいたします。

皆様にはご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【本件に対する問い合わせ先】

製品法務部

e-mail comp@cosmobio.co.jp

以上